

北上市告示甲第43号

北上市障害者等日中一時支援事業費補助金交付要綱（平成18年北上市告示第112号）の一部を次のように改正し、令和5年7月1日から施行する。

令和5年6月19日

北上市長 八重樫 浩 文

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3 補助金の額は、利用者が利用した所要時間に応じ、別表第1に定める補助基準額に別表第3に定める補助割合を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただ</p> | <p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 強度行動障害者等 多動、自傷、異食等生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難が認められる者として市長が認めるものをいう。</u></p> <p><u>(6) 重症心身障害者等 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者をいう。</u></p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3 補助金の額は、利用者が利用した所要時間に応じ、別表第1に定める補助基準額に別表第3に定める補助割合を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただ</p> |

し、利用者のうち重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者が、次に掲げる事業所が実施する日中一時支援事業を利用した場合においては、別表第2に定める補助基準額に別表第3に定める補助割合を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

(1)～(3) [略]

別表第1（第3関係）

[略]

備考 1・2 [略]

別表第2（第3関係）

[略]

備考 1・2 [略]

し、利用者のうち重症心身障害者等が、次に掲げる事業所が実施する日中一時支援事業を利用した場合においては、別表第2に定める補助基準額に別表第3に定める補助割合を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

(1)～(3) [略]

別表第1（第3関係）

[略]

備考 1・2 [略]

3 次の各号に掲げる利用者に対し日中一時支援事業を提供したときは、1日につき当該各号に定める額を加算する。

(1) 強度行動障害者等 2,000円

(2) 重症心身障害者等 2,000円

別表第2（第3関係）

[略]

備考 1・2 [略]

3 強度行動障害者等である利用者に対し日中一時支援事業を提供したときは、1日につき2,000円を加算する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第3号を次のように改める。

